

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2026年7月17日現在	
～2026年7月16日	2026年7月17日～
▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号） 実施 平成14年10月18日	▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号） 実施 平成14年10月18日 <u>（移動無線装置の設定等）</u> <u>第33条の3 モバイルアクセスサービス（カテゴリー F のものに限ります。）に係る契約者</u> <u>回線へ接続できる移動無線装置の設定は、データ優先モード（音声機能を利用できる網</u> <u>に接続することを必須としないモードであって、規格がData Centricのものをいいま</u> <u>す。）に限ります。</u> <u>附 則（令和8年7月14日 C N S 1 第000400018237-01号）</u> <u>この改正規定は、令和8年7月17日から実施します。</u>